令和８年度県北広域本部からの情報発信に係るブランディング支援業務
公募型プロポーザル実施要領

１　プロポーザルの目的

県北広域本部の所管である菊池地域（菊池市、合志市、大津町、菊陽町の４市町で構成）は、世界最大の半導体受託製造企業である TSMC の管内進出により、台湾をはじめとする国内外からの菊池地域への移住者や来訪者が増えており、国内外から注目されている地域である。

このような状況を鑑み、改めて菊池地域の情報発信を強化する必要があるが、現時点では県北広域本部から情報発信を行う体制が整っていない。そこで、本業務委託により、県北広域本部の情報発信に係る体制構築及びブランディングを行い、それに応じて効果的な情報発信を行うことで、更なる地域振興へと結びつけることを目的とする。

２　委託する業務

（１）事業名　　令和８年度県北広域本部からの情報発信に係るブランディング支援業務委託

（２）実施主体　　熊本県県北広域本部

（３）主な業務内容　　別添「令和８年度県北広域本部からの情報発信に係るブランディング支援業務委託基本仕様書」のとおり

（４）委託期間　　契約締結の日から令和９年（２０２７年）３月８日（月）まで

（５）委託契約上限額　　２，１５０千円（消費税及び地方消費税額を含む。）

※本上限額は、提案にあたっての目安（上限）を示すものであり、契約時の予定価格を示すものではありません。

３　参加資格

次に掲げる条件の全てを満たす者とする。

（１）熊本県内に本店、支店または営業所があること。

（２）物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成１８年熊本県告示第５２１号。以下「要綱」という。）による審査の上、業務委託契約等入札参加資格者名簿に記載された者であること。

（３）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４に該当しない者であること。

（４）次のいずれにも該当しない者であること。

ア　民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２１条第１項の規定による再生手続開始の申立をした者又は同条第２項の規定による再生手続開始の申立をされた者。

イ　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第１７条第１項の規定による更生手続開始の申立をした者又は同条第２項の規定による更正手続開始の申立をされた者。

ウ　県による指名停止処分の期間中である者。

（５）宗教活動や政治活動を活動目的としていないこと。

（６）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「法」という。）第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者に該当しないこと。

ア　法第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

イ　法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者

ウ　自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
エ　暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
オ　暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
カ　暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
キ　暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて企画提案に参加しようとする者

4　プロポーザルに係る実施スケジュール

内容	日程・期限
（1）公募開始	令和8年11月20日（金）
（2）参加表明書提出期限	令和8年11月30日（月）17時00分 必着
（3）質問書の提出期限	令和8年11月30日（月）17時00分 必着
（4）質問書の回答期限	令和8年12月　4日（金）
（5）企画提案書提出期限	令和8年12月11日（金）17時00分 必着
（6）一次審査（書面）	令和8年12月15日（火） ※4社以上の提案があった場合のみ
（7）一次審査結果通知	令和8年12月16日（水）予定
（8）プロポーザル審査会（二次審査）	令和8年12月21日（月）※詳細は別途通知
（9）選定結果通知	令和8年12月22日（火）予定

5　募集方法
本要領及び必要書類等を熊本県ホームページに掲載する。

6　参加表明書の提出
本プロポーザルに参加申請する者は、次のとおり書類を提出すること。
（1）提出書類
参加表明書（様式1）
（2）提出部数
1部
（3）提出方法
本実施要領の末尾に記載する担当あてに、電子メールにより提出すること。
（4）提出期限
令和8年（2026年）11月30日（月）17時00分 必着

7　質問書の提出

参加申請に関して疑義がある場合は、次のとおり質問を受け付ける。ただし、質問事項は参加表明書、企画提案書等の記載方法及び基本仕様書の内容等に関するものに限る。

（1）提出方法

質問書（様式自由）に必要事項を記入のうえ、本実施要領の末尾に記載するメールアドレスあてに電子メールにより提出すること。なお、電話又は口頭のみでの質問は一切受け付けない。

（2）提出期限

令和8年（２０２６年）１１月３０日（月）１７時００分 必着

（3）質問への回答

質問書に対する回答は、電子メールで行う。なお、受け付けた質問内容及び回答は、必要に応じて、質問者名等を伏せて熊本県のホームページに掲載するとともに、参加者全員に知らせる場合がある。

8　企画提案書の提出

本実施要領及び別添基本仕様書等を踏まえて、次の書類を提出すること。

（1）提出書類

・参加申込書（様式２）
・企画提案書（Ａ４版、カラー印刷、両面印刷可）
・委託業務実施スケジュール（様式自由）
・類似業務の実績（様式自由）
・見積書及び見積明細（様式自由）
※ 自社仕様で可。見積明細については、別添基本仕様書「4 業務内容」に定める項目ごとに内訳を記載すること。但し、提案内容に応じて業務項目の追加を認める。
・事業者の取組に関する申出書（様式３）※該当がある場合のみ
・その他添付書類

（2）提出部数

7部

（3）提出方法

本実施要領の末尾に記載する担当あてに持参又は郵送により提出するとともに、電子メールにより提出すること。

（4）提出期限

令和8年（２０２６年）１２月１１日（金）１７時００分 必着

（5）注意事項

・担当者の連絡先（電話番号、メールアドレス等）を必ず記入すること。
・期限までに提出されなかった提出書類は、いかなる理由でも受け付けない。
・原則として、提出後における提出書類の返却、差し替え及び再提出は認めない。

9　受託者の選定方法

（1）選定方法

提出書類及びプレゼンテーションによる審査を行い、審査会による結果を考慮のうえ、契約候補者を決定する。

ただし、企画提案者が４社以上となった場合は、提出された企画提案書をもとに１次審査（書面）を行い、最大３社を選定する。１次審査の結果及び２次審査（プロポーザル審査会）の日程については、令和８年１２月１６日（水）までに通知する。

（２）審査基準（１次・２次審査共通）

審査会において別表１の審査項目に基づき評価し、その合計を評価点とする。また、別表２に定める加点基準に該当する場合は、加点（審査員ごとではなく該当する提案者ごとに加点）を行う。

各審査員の評価点の合計と加点項目を合算した点数を総合評価点とし、１次審査においては上位３社を選定し、２次審査においては、総合評価点が最も高い提案者を契約候補者とする。ただし、採用基準点を６０点とし、総合評価点の平均（総合評価点を審査員数で除した点数）が採用基準点に満たない場合は、採用しない。

また、総合評価点が同点となった場合、「イ 企画提案について（６５点）」の高い者を契約候補者とし、それもまた同点の場合、審査員の協議によって決定する。

別表１：審査基準

項　　目	内　　容	配　点
ア 目的理解 （5点）	・事業の趣旨目的に合致した提案となっているか。	5
イ 企画提案 （６５点）	・菊池地域の魅力発信に資するようなブランディングの提案があるか。	１５
	・職員のアカウント運用に係る伴走支援については、手厚いサポート体制が構築されているか。	１０
	・模範となる投稿の内容、回数及び頻度は適当か。	１０
	・インスタグラム広告にあたっては、ターゲット設定およびその手法に妥当性があるか。	１５
	・魅力発信に係る追加提案は、仕様書（１）～（３）の事業に相乗効果をもたらすものであるか。	１５
ウ 業務遂行能力 （１５点）	・知識や経験、根拠等に基づいた提案能力があり、企画提案及びプレゼンテーションの内容に説得力があるか。	１０
	・同種・類似業務の実績があり、業務遂行に十分な知識・経験・ノウハウを有しているか。	5
エ 実施体制 （１０点）	・実効性があり、かつスピード感を持った事業スケジュールが提案されているか。	5
	・事業スケジュールのとおり業務を遂行できる業務体制が構築されているか。	5
オ 経費 （5点）	・見積の内訳が具体的かつ適切に設定されており、本事業の遂行に見合った積算金額となっているか。	5
評　価　点		１００

別表２：加点基準（※様式３にて事務局で確認）

項　　目	内　　容	配　点
カ 働く環境の整備	・熊本県ブライト企業の認定を受けているか。	1
キ 多様な人材の活躍	・障害者就労施設等の製品等の調達実績（当該年度又は前年度）、または、協力雇用主登録制度の登録はあるか。	1
ク 環境配慮	・事業活動温暖化対策計画書制度の対象事業者（義務及び任意）、エコアクション 21、RE100、再エネ 100 宣言 RE Action のいずれかの認証（参加）等、または 森林吸収量認証書の交付実績（当該年度又は前年度）があるか。	1
ケ 事業者による地域経済の振興	・熊本県渋滞対策パートナー登録制度の登録はあるか。	1

コ その他の持続可能な社会の実現	・熊本県 SDGs 登録制度に登録しているか。または、パートナーシップ構築宣言をポータルサイトに登録しているか。	1
評　価　点		5

※ただし、加点は満点（１００点）に達するまでとする。

（３）プロポーザル審査の実施

・実施日

令和８年（２０２６年）１２月２１日（月）

・実施方法

提出された企画提案書を使用し、提案内容のプレゼン及び質疑応答により行う。

※ 詳細な日時、場所及び実施方法については、別途通知する。

（４）審査結果の通知

契約候補者選定後、提案書記載のアドレスあてに選定又は非選定の結果をメールにて通知する。

10　契約

契約候補者として選定された者と県との協議により契約を締結する。ただし、協議が整わない場合、あるいは契約候補者が辞退した場合等は、審査会において次点とされた提案者と協議のうえ、契約を締結する。

11　関係書類

関係様式等は、次の熊本県ホームページから入手すること。

URL　https://www.pref.kumamoto.jp/site/kenhoku/284860.html

12　その他留意事項

（１）提出された企画提案書等は、契約候補者の選定以外には使用しない。また、提出された提案書は、業務関係資料の保存のため、返却しない。

（２）提案書の作成、提出及び選考に要する一切の費用は、提出者の負担とする。

（３）受託者の選定のため、提出された提案書の写しを作成し、使用することがある。

（４）提案に際しては、業務委託先として採用されないこともある点に十分注意し、関係者とトラブルがないようにすること。

（５）企画提案書の著作権は、提案者に帰属する。ただし、契約候補者の企画提案書の著作権は、委託契約締結以降、委託者に帰属するものとする。また、本業務により作成した成果品及び委託業務実施に当たり新たに制作、撮影したもの等に関する全ての著作権（著作権法（昭和４５年法律第４８号）第２７条及び第２８条に規定する権利を含む。）は、委託者に帰属するものとし、本業務以外の業務にて、本業務により作成した成果品及び委託業務実施にあたり新たに制作、撮影したもの等を使用する場合がある。

（６）企画提案書に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負う。

（７）次の事項に該当する場合は、無効又は失格となる場合がある。

・関係書類の提出方法、提出先又は提出期限が守られなかったとき。

・関係書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき。

・関係書類に記載すべき事項以外の内容が記載されているとき。

・その他、協議の結果、審査を行うに当たって不適当と認められるとき。

（８）審査で最高位の評価を受けた者を受託者として選定した後に、提案内容を適切に反映した仕様書を作成するために、その者に対して業務の具体的な実施方法について提案を求めることがある。
（９）参加者が１社のみであった場合でも、本公募型プロポーザルでの選定は実施する。
（10）参加申請手続きを行った後、都合により企画提案に参加しないこととなった者は、速やかに参加辞退届（様式自由）を提出すること。

13　問合せ先

〒861-1331 熊本県菊池市隈府 1272-10
熊本県県北広域本部振興課　担当：武宮・藤本
TEL：0968-25-4121
E-Mail：hokusoushinkou26@pref.kumamoto.lg.jp